

○赤磐市建設工事等電子入札立会要領

平成23年11月9日

告示第85号

(趣旨)

第1条 この告示は、赤磐市建設工事等電子入札実施要綱（平成23年赤磐市告示第84号）第15条に規定する開札の立会いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この告示の対象となる入札は、電子入札システムにより実施する入札とする。

(開札における立会い)

第3条 電子入札に参加した者は、当該入札案件の開札立会ができるものとする。なお、立会いを希望する者は、入札書提出締切日時までに所定の開札立会希望申出書（様式第1号）に必要な事項を記入し、提出しなければならない。

2 立会者は原則として、前項の立会者とするが、代理人が立会を行う場合は、開札立会に関する委任状を提出しなければならない。

(立会者の責務)

第4条 立会者は、開札が適正に執行されたことについて確認を行うものとする。

2 立会者は、前項の規定による確認後、入札経過確認書（様式第2号）に記名押印を行うものとする。なお、立会者が複数の場合は、開札執行者が指定した者が記名押印を行うものとする。

3 立会者は、入札執行者の指示に従って立会いを行うものとし、入札執行に支障を及ぼすおそれのある行為を行ってはならない。

4 入札執行者は、立会者が入札執行を妨げる行為又は入札執行に支障を及ぼすおそれのある行為を行った場合は、直ちに当該立会者の立会いを禁止し、退出を命ずることができるものとする。

(入札者が立ち会わない場合)

第5条 開札時に立会者となるべき者がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならないものとする。この場合の当該入札事務に関係のない職員とは、通常は入札事務に関与することのない職員とする。

附 則

この告示は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成24年11月13日告示第103号）

この告示は、平成24年12月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知する建設工事について適用する。

附 則（平成25年5月7日告示第64号）

この告示は、平成２５年７月１日から施行し、同日以降に公告又は指名通知する建設工事について適用する。

附 則（平成３１年３月１８日告示第２９号）

この告示は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則（令和２年２月２５日告示第１４号）

この告示は、令和２年４月１日から施行する。